

杉並区の住基ネット訴訟に対しての見解

「住基ネットに不参加を！杉並の会」代表 石崎 徹子

6月15日杉並区議会総務財政委員会で、住基ネットへの接続を求めて国都に訴訟を起こす議案が可決されました。私たちは、住基ネットに反対し接続保留の継続を求めてきた立場から、この訴訟に反対します。

昨年6月杉並区は従来の住基ネット接続の保留方針を「横浜方式での段階的参加」方針に転換しました。私たちはこの方針転換に反対して、住基ネット参加の是非は住民投票で区民が決めることを求めて活動し、昨年9月の区議会に住民投票実施を求める5,010名の陳情署名を提出してきました。

残念ながら杉並区は住民投票を実施しないまま、10月20日住民票コードの通知と住基ネットへの「非通知申出」希望調査をはじめました。この非通知申出では、杉並区の方針転換の区民への説明が不足していたために少なくない区民が「住基ネットに参加したい人が申請する」と誤解し、また申請手続きも混乱するなど、住基ネットに反対する区民の意思が十分に表せたものではありませんでした。

それでも私たちは「住基ネットを止めるために、一人でも多く非通知申出を」と連日訴え、その結果17%の区民一人一人が非通知申出の意思表示をし、住基ネット稼働1年が経過しマスコミ報道が少なくなっても依然として多くの区民が住基ネットに反対していることを改めて示しました。

しかし杉並区は、あたかも83%の区民が住基ネット接続を求めているかのように曲解し、みずから住基ネットへの参加を求める訴訟を国都に起こそうとしています。

杉並区が住基ネットに対して先駆的に問題提起をしてきたことは高く評価され、多くの区民は住基ネットに参加を保留するという杉並区の方針を支持してきました。しかしだからこそ、昨年6月の方針転換後の杉並区の対応は区民の理解をえられていません。

今回の国都への訴訟の提起も、住基ネットの利便性は乏しいと指摘してきたにもかかわらず利便性享受のために接続が必要と述べたり、個人情報保護関連5法が成立しても直ちに住基ネットへの参加義務は生じないと説明しながら「参加の法的義務が生じた」とするなど、矛盾に満ちています。「住基ネットを批判してきたのに、なぜ訴訟までして接続を求めるの？」という、区民の疑問にこたえる説明もされていません。区議会審議でも区民周知・区民理解の不十分さが各会派から指摘されました。

住基ネットは、本格稼働後の状況を見ても、当初その利便性とされた住民票写しの広域交付や転入転出特例の利用実績は低迷し、国など推進してきた側すら「利便性の本命はそこにはない」といわざるをえない状況です。また住基カードの初年度発行状況も、全国で当初予定の300万枚はおろか下方修正した84万枚の半分にも満たない模様で、総務省は集計すら公表できず、独自サービス利用もほとんど行われていません。新たな目玉と宣伝される公的個人認証による電子申請等の利用も具体化には課題が山積み、当面はわずかな事務しか使えない状況です。

他方、この間大規模な個人情報漏洩事件が続発し、漏洩情報を悪用した架空請求など被害も発生し、コンピュータ社会での個人情報保護への不安は高まっています。

全国の自治体と国等の機関に広がる住基ネットでは、どこかに脆弱性があれば杉並区民を含めた全国民の情報が漏洩するおそれがあります。杉並区が結果によっては接続を再検討すると公表してきた長野県の調査実験では、システムの一部である市町村ネットワークに外部からの侵入を可能にする脆弱性があることが明らかになりました。長野県ではその後対策を講じているとはいえ、同様の脆弱性は全国の自治体にあり、また対策を永続的に講じていくコストは自治体には大きな負担となります。

杉並区の住基ネットシステム調査会議が第一次報告で「住基ネットのような責任主体の多数参加するネットワークは、過去に例を見ないもので、これに対する個人情報保護とセキュリティ対策の基準は未だ存在しない。」と指摘した状況は解決していません。

このような現状で早期接続を求めて訴訟を起こすことは、必要がなく無駄な支出になるばかりか住民情報を適切に管理する義務にも反するものです。私たちは2月23日に区に要望した

- 1．訴訟は行わず、国都との協議が整うまで不参加を継続すること
- 2．接続の前提条件として「区対応方針」の措置を実施した上で、住民投票で区民の意思を問うこと
- 3．『確固とした個人情報保護の法制度』と参加したい区民だけが参加する本来の選択制の実現をめざし全国の自治体と運動をすすめること

を、改めて訴えます。

2004年6月17日